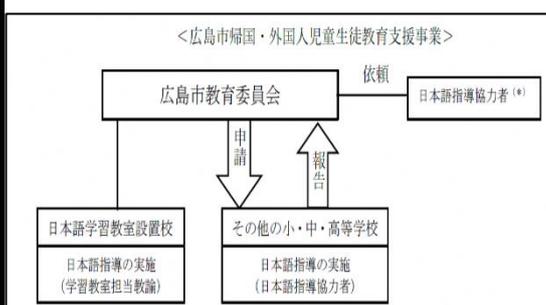


令和5年度 帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業
 (I 帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業)
 事業内容報告書の概要

地方公共団体名【 広島市 】

令和5年度に実施した取組の内容及び成果と課題

1. 事業の実施体制(運営協議会・連絡協議会の構成員等)



日本語指導協力者

教育委員会において、次のいずれかに該当する者を指導協力者として依頼することができる。

- ア 学校教育法に基づく大学若しくは短期大学又は専修学校で、日本語教育に関する専門課程を修了した者
- イ 日本語教育能力検定試験に合格した者
- ウ 日本語教師養成講座 420 時間を受講した者
- エ 学校などにおいて日本語指導の経験がある者

2. 具体の取組内容 ※取り組んだ実施事項(1)～(13)について、それぞれ記入すること

(1) 地域の外国人児童生徒等指導体制の推進に係る運営協議会・連絡協議会の設置・運営

○ 連絡協議会(教育委員会、学校管理職、学校の担当者)

4月:日本語指導コーディネーター研修会及び連絡協議会(令和5年4月17日)

- ・ 日本語指導コーディネーターの役割について

5月:令和5年度日本語学習教室担当者会①(令和5年5月23日)

本年度の指導について情報共有・日本語指導に係る情報交換会

- ・ 日本語指導が必要な児童生徒の受入体制と本市における実態について
- ・ 各校の日本語学習教室の実態について
- ・ 個別の指導計画の取扱いについて

2月:令和5年度日本語学習教室担当者会②(令和6年2月13日)

本年度の成果と課題について情報共有し、今後の指導について協議

- ・ 本市の帰国・外国人児童生徒教育支援事業について
- ・ 日本語指導指導者養成研修会の報告
- ・ 各校から今年度の取組の報告

(2) 学校における指導体制の構築

○ 日本語指導コーディネーターを配置する「拠点校」を中心とした日本語指導体制の構築

- ・ 広島市の外国人児童生徒等に対する日本語指導の拠点校として、日本語学習教室設置校である基町小学校、白島小学校、幟町中学校を位置づけ、日本語指導コーディネーターを各校に1名ずつ配置し、学校における指導体制の構築を図った。

・ 日本語指導コーディネーターの役割

日本語指導コーディネーターは、日本語指導体制の構築に関して、主として次のことを行い、指導内容、教材等の研究及び普及を行う。

① 日本語指導コーディネーターの在籍校における日本語学習指導(週当たり10時間程度)

② 日本語学習教室設置校への定期訪問(原則月1回)

③ 要請に応じて、日本語指導が必要な児童生徒が在籍する学校への巡回訪問

※ 新規転入学児童生徒がある場合は必ず巡回訪問を行う。

※ 日本語指導協力者が訪問していない学校を優先する。

④ 研修会における講師

(3) 「特別の教育課程」による日本語指導の実施

- 日本語指導コーディネーターが、日本語学習教室設置校への定期訪問及び日本語指導が必要な児童生徒が在籍する学校へ訪問し、「特別の教育課程」による日本語指導が計画的に行われるように、個別の指導計画について助言を行った。
- 「特別の教育課程」による日本語指導の実施のための協議会
10～11月：全国小学校国語研究会に向けての事前授業、授業研究及び協議
11月：拠点校での公開研究会に向けての授業研究及び協議
2月：日本語指導コーディネーターと来年度の日本語指導体制充実に向けての打ち合わせ及び連絡協議会

(4) 成果の普及

- 日本語指導コーディネーターを配置する「拠点校」を中心とした日本語指導体制を構築するとともに成果の普及を図った。
 - ① 日本語指導コーディネーターによる助言・支援
 - ・ 拠点校に日本語指導コーディネーターを配置し、日本語学習教室設置校への定期訪問等を通して、指導内容や教材等の助言・支援を行った。
 - ・ 日本語指導が必要な児童生徒の転入学があった学校からへ訪問指導を行い、日本語能力の見取りや個別の指導計画作成の助言等を行った。
 - ・ 日本語指導が必要な児童生徒が在籍する学校の担任に対して、指導の在り方等の助言を行った。
 - ② 全国小学校国語研究会での日本語指導に関わる公開授業の実施
 - (1) 期 日 令和5年11月17日(金)
 - (2) 会 場 広島市立白島小学校
 - (3) 内 容 ・ 公開授業(取り出し)及び協議会
・ 指導助言 広島市教育委員会 学校教育部 指導第一課 指導主事 山本 佳奈
 - (4) 参加人数 約20名
 - ③ 令和5年度 広島市立白島小学校での公開研究会の実施
 - (1) 期 日 令和5年11月29日(水)
 - (2) 会 場 広島市立幟町中学校
 - (3) 内 容 ・ 公開授業(取り出し・入り込み授業)
・ 指導助言・講演 文部科学省 令和5年度「外国人児童生徒等教育アドバイザー」
広島大学大学院 准教授 南浦 涼介
 - (4) 参加人数 約60名
 - ④ 帰国・外国人児童生徒受入れに係る研修会 (令和5年4月20日)
 - ・ 外国人児童生徒の受入れ・指導体制について
 - ・ 日本語指導が必要な児童生徒の受入体制とその実態について

(7) ICTを活用した教育・支援

- 日本語指導の拠点校において、タブレットPCや児童用デジタル教科書を活用し、児童一人一人の日本語能力に応じたきめ細かな日本語指導を実施する。

(10) 日本語指導ができる、又は児童生徒等の母語が分かる支援員の派遣

① 日本語指導ができる支援員の名称及び人数 名称:日本語指導協力者 人数 :37人	② 児童生徒等の母語が分かる支援員の名称、対応言語及び人数 なし
--	-------------------------------------

- 日本語指導協力者の学校への訪問
 - ・ 日本語指導が必要な児童生徒が在籍する学校に日本語指導協力者が訪問する。
 - ・ 1回の訪問につき、小学校1.5時間、中学校2時間の指導を実施する。
 - ・ 児童生徒1名につき、最大で120回程度訪問する。

3. 成果と課題 ※取り組んだ実施事項(1)～(13)について、それぞれ記入すること

(◎ … 成果、● … 課題)

(1) 地域の外国人児童生徒等指導体制の推進に係る運営協議会・連絡協議会の設置・運営

- ◎ 帰国・外国人児童生徒等指導体制の推進に係る連絡協議会を開催し、各校の実践を交流することで、児童生徒に効果的な日本語指導について、日本語指導コーディネーターを中心に連携を取りながら実施することができた。また、共有したことを基に、日本語指導コーディネーターが、学校へ訪問する際に効果的な指導法について助言することができた。本市における帰国・外国人児童生徒の受入体制の充実や日本語指導が必要な児童生徒の日本語能力の的確な見取りと支援につなげることができた。
- ◎ 拠点校を中心に作成した報告書を校務支援システムの書庫に掲載し、日本語指導の取組等、域内の教員に共有することができた。
- 日本語指導協力者については、校務支援システムにアクセスし報告書を閲覧することができないため、定期的に情報共有を行う必要がある。日本語学習教室設置校以外に周知するとよい内容については、その他の学校へも情報提供を行う必要がある。

(2) 学校における指導体制の構築

- ◎ 日本語学習教室設置校における学校間の連携日本語指導コーディネーターの定期訪問、連絡協議会、授業公開等を図り、担当する教員の資質・能力の向上につなげることができた。新規の転入学児童生徒に対して、日本語指導コーディネーターを派遣することで、DLAを用いた適切な日本語能力の見取りと個別の指導計画作成への助言を行うことができ、受入れ体制及び指導体制の整備・充実につなげることができた。巡回訪問の活用を呼び掛けたことで、継続指導の児童生徒の日本語能力の見取りや個別の指導計画の見直しを行うことができ、本市の日本語指導の質の向上につながった。
- 新規の日本語指導が必要な児童生徒に対して、初期に日本語コーディネーターと日本語指導協力者が指導の方向性を共有する必要がある。教育相談員の活用や関係課との連携等、日本語指導が必要な児童生徒の支援に役立つ情報について、積極的に情報提供を行っていく必要がある。

(3) 「特別の教育課程」による日本語指導の実施

- ◎ 拠点校が個別の指導計画のモデルを示すことで、各校での個別の指導計画の作成が行われてきた。計画に沿って指導を進めることができつつある。
- 各学校で作成されている個別の指導計画を基に指導を行っているが、指導を続ける中で児童生徒の実態に応じた修正が十分でない。

(4) 成果の普及

- ◎ 日本語指導コーディネーターの日本語学習教室設置校への定期訪問により、指導の実態を把握したり、日本語指導担当者との協議の場を設定し、情報を共有したりすることができた。拠点校の研究会において、日本語指導の実態に関係者に参観してもらうことができた。また、日本語教育の分野の専門家の指導助言を仰ぐことができた。拠点校を指定校と位置付け、日本語指導の指導内容や指導方法、効果的な教材等についての研究を行う体制ができつつある。
- 日本語指導担当者の指導の質を向上させるために、指導の実態を参観し、その指導内容について協議することができる場が必要である。

(7) ICTを活用した教育・支援

- ◎ 個に応じて児童生徒に効果的な日本語指導の実施に活用することができたため、児童生徒の日本語力の向上につながった。
- 今後、これまでに日本語指導に効果的に活用することができた事例について周知を行うとともに、各校で行われている取組についても情報収集し、共有していく必要がある。

(10) 日本語指導ができる、又は児童生徒等の母語が分かる支援員の派遣

- ◎ 日本語指導協力者による日本語指導を主とした指導支援を行ったことで、学校生活へのスムーズな適応や授業へ意欲的に参加する児童生徒の姿が見られ、日本語能力が向上した児童生徒が増えている。

【担任や管理職からの報告書による児童生徒の姿】

- ・ 日本語が音から意味に発展してきている。これが他の学習や他者との関わりへと広がってきています。
- ・ 継続した指導を受けることにより、日本語を使ったり書いたりする力が着実に向上している。
- ・ 日本語指導が始まり、日本語でのコミュニケーションへの意欲が高まり、担任や友達と日本語で関わるようになってきている。
- ・ 友達とのペアワークができるようになりつつある。

- 日本語指導が必要な児童生徒は増加傾向にあり、予算的に各学校からの訪問要請に十分にに応じることができていないことが懸念される。児童生徒の実態によっては、既定の指導回数を終えても、十分に日本語能力が身に付いたとは言えない現状もある。

	幼稚園等	小学校	中学校	義務教育 学校	高等学校	中等教育 学校	特別支援学校
本事業で対応した幼児・児童生徒数	0人 (0園)	217人 (73校)	64人 (25校)	0人 (0校)	0人 (0校)	0人 (0校)	0人 (0校)
うち、特別の教育課程で指導を受けた児童生徒数		212人 (71校)	62人 (23校)	0人 (0校)	0人 (0校)	0人 (0校)	0人 (0校)

4. その他(今後の取組予定等)

- (1) 地域の外国人児童生徒等指導体制の推進に係る運営協議会・連絡協議会の設置・運営
 - 連絡協議会の内容について文書等で共有したり、日本語指導コーディネーターによる学校への巡回訪問を継続的に行ったりして、日本語指導協力者の研修及び情報共有を充実させる。
- (2) 学校における指導体制の構築
 - 日本語指導が必要な児童生徒の多い小学校4校・中学校2校には引き続き日本語学習教室を設置し対象者数に応じて教員を配置する。また、引き続き日本語指導コーディネーターを、小学校2校・中学校1校に配置し、域内の日本語指導の質の向上を行う。域内の日本語指導協力者の登録者を増やし、増加する初期指導が必要な児童生徒に対応できる人員を確保する。
 - 日本語指導が必要な生徒が在籍する高等学校においては、「特別の教育課程」を編成・実施したり、日本語指導協力者を活用した指導体制を構築したりする。
 - 新規の日本語指導が必要な児童生徒に対して、初期に日本語コーディネーターと日本語指導協力者が指導の方向性を共有する機会を設け、より有意義な指導につなげる。
 - 教育相談員の活用や関係課との連携について整理し、発信する。
 - 日本語指導コーディネーターの巡回訪問を増やし、本市の日本語指導の質の向上につなげる。
- (3) 「特別の教育課程」による日本語指導の実施
 - 各学校で作成されている個別の指導計画を基に指導を行っているが、指導を続ける中で児童生徒の実態に応じた修正が必要となることもある。日本語指導コーディネーターの訪問を増やして継続的に支援し、より児童の実態に合った個別の指導計画の作成につなげる。
 - 特別の教育課程や帰国・外国人児童生徒の受入体制について、今後も継続して研修会等を活用し、学校へ周知を図る。
- (4) 成果の普及
 - 広島市の研究指定校における、公開授業研究会及び成果物・報告書の普及等を充実させる。
- (7) ICTを活用した教育・支援
 - 来年度も今年度と同様に、拠点校の1つである基町小学校に児童用デジタル教科書を配備し、効果的な活用について事例を集める。
- (10) 日本語指導ができる、又は児童生徒等の母語が分かる支援員の派遣
 - 来年度以降、各学校からの訪問要請に応じることができるよう必要な予算の確保に努めていく。日本語指導協力者と学校が打ち合わせをする時間を十分確保できないという課題に対して、連絡ノートを活用したり、教頭が窓口となったりすることで、日本語指導協力者の思いを担任に伝える等の工夫を引き続き促していく。

※ 枠は適宜広げること。(複数ページになっても差し支えない) 成果物等があれば別途提出すること。

※ 事業内容報告書の概要は、担当者・連絡先欄を除き、様式9(添付1)の5. 成果イメージ資料のポンチ絵と併せて、文部科学省ホームページで公開する。